

水戸市工事書類簡素化要領【試行用】

(趣旨)

第1条 この要領は、次の各号を趣旨とする。

(1) 工事書類の簡素化

茨城県建設工事必携及び公共建築工事標準仕様書等の契約図書に基づき、受注者に対して提出を求めていた工事書類について、提出対象書類の見直し及び電子化等を図るなど工事関係書類の簡素化に取り組み、発注者の監督・検査及び受注者の業務の合理化を図るものである。

(2) 提出・提示書類ルール徹底による工事書類の提出削減

標準仕様書等で受注者保管や提示のみとされている工事関係書類が完成図書として提出されているケースが見受けられるので、提出・提示書類ルールを徹底することにより、作成書類のバラツキを防止し、工事関係書類の提出の削減を図るものとする。

(対象工事)

第2条 この要領の対象工事は、水戸市発注の設計金額300万円以上の建設工事全般とする。なお、工事を継続しているものは受注者との協議によるものとする。

(実施方法)

第3条 この要領の実施方法は次の各号のとおりとする。

(1) 工事関係書類の簡素化

「**試行**」工事関係書類提出・提示一覧表（土木工事編）（別表1）および「**試行**」工事関係書類提出・提示一覧表（建築工事編）（別表2）（以下、「一覧表」という。）に基づき、工事関係書類の簡素化を図るものとする。

(2) 提出・提示書類ルール徹底化

「一覧表」に基づき、書類ルールの徹底化を図り、工事関係書類を削減するものとする。

(その他)

第4条 この要領により、工事関係書類の取扱い、現場での施工管理や検査等について疑義が生じた場合は契約検査課長に速やかに報告するものとする。

附則

この要領は、平成26年 1月 6日から施行し、平成26年 1月 6日以降に契約を締結する工事から適用する。ただし、継続中の工事であっても、支障がある場合を除き適用できるものとする。